

## 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書（案）

国外に居住している親族も扶養控除の対象としている者については、国内に居住している親族のみを扶養控除の対象としている者と異なり、適用要件を満たしているかどうか十分な確認ができていない場合や、多数の親族を扶養控除の対象として認められ、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で課税されている場合もありうる。

こうした担税力を無視した状況を放置することは、国民健康保険料や介護保険料、保育料等の各種有償の行政サービス等へも影響を及ぼし、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。

よって、税負担の公平性を確保する観点から、国外居住親族に係る扶養控除制度のさらなる厳格運用を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

兵庫県加古川市議会  
議長 佐藤 守